

佐賀県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定
施設機関から廃止の届出があった。

平成二十一年八月二十一日

佐賀県知事 古川 康

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|------------------|-----------|
| 馬場整骨院 | 一 佐賀市大和町尼寺二五三九番地 | 平成二一・三・三一 |